

# 准職員・時間雇用職員のみなさんへ 試験などなしでも無期転換は可能 —働き続けるためにできること—

東北大学職員組合

## ●宮城労働局、東北大学を指導

組合はこの1月から三度にわたって、宮城労働局に対して労働契約法改正を契機に大量雇い止めを発生させることのないよう東北大学を指導することを要請してきました。これに応じて宮城労働局は二度にわたって、「労働契約法第18条の無期転換ルールがどのようなものかを説明した上で、それを回避することを専ら目的とした事前雇い止めは望ましくないこと、とりわけ第19条に関わっては、反復雇用実態がある場合には雇い止めは法に抵触する問題であること」を啓発指導したとのことです。特に二度目の指導は、2月13日の団体交渉においても、大学

が一律雇い止めの方針を変えなかったことを受けて行われており、現在の大学の方針が、法の精神を逸脱したものであり、労働行政的には望ましくないものであることを明白に示しています。

とはいえ、労働契約法に基づく行政指導はあくまでも啓発指導であって、強制的な監督指導や法的拘束力を持つ裁判所命令とは違います。大学の方針を変えさせることができるのは、雇用者である大学と、労働者である大学職員との間の交渉です。私たちが何も言わなければ、大学は現在の方針を強行することでしょう。組合は労働局が指導した内容も材料として、引き続き大学に方針転換を要求していきます。そのためには、是非皆さんからの声が必要です。

## ●労働条件通知書・同意書の提出が始まる

来年度の契約のための労働条件通知書・同意書が届いている方もいるかと思います。これにサインすると、形式的には雇い止めに同意したことになります。とは言えサインしなければ来年度働けません。今クビになるか来年クビになるかを選べというわけです。ひどい話です。

しかし、こんな“究極の選択”のもとでなされたサインは“本当の同意”ではないと主張することができます。それは判例でも認められています。

すでに5年以上働いている方は、こんな紙切れ一枚で雇い止めはできません（労契法第19条）。現在5年未満の方でも、仕事自体が継続しているなら続けて働き続けられる（同第18条）というのが法の要請です。

労働局の指導は東北大にもこのような法に基づいた対応を求めたものであり、現在その仕事をちゃんとこなせているなら、試験など受けなくてもそのまま働き続けられるような制度を求めたものです。

## ●働き続けたいという意思を表明しよう

大学は、雇い止め無効の訴訟が起こることを恐れています。その訴えは正当性があり大学が敗訴する可能性が高いばかりか、訴訟になったというだけでも社会的な影響はとても大きなものとなるからです。

労働条件通知書・同意書の提出は、“本当の同意”ではない、働き続けたいという意思を表明する大きな機会です。働き続けたい、来年度末での雇い止めについては同意できないということは何らかの形で示しましょう。例えば「更新の部分については納得していないが、働き続けたいのでサインする」という部分的な留保の意思を書き込んで提出するという方法があります。ただし、そうした書き込みのある同意書を提出しても、書き直しを命じられるだけか

もしれません。書いたものを提出できなくても、上司に宛てて「更新の部分には納得できないけれど、来年も働きたいのでやむなくサインする」というようなメールを出しておく方法もあります。口頭で意思を表明することも大事ですが、できれば何らかの証拠が残るものの方が有効性が高いでしょう。

こうした意思表示は直接には契約更新にはつながらないかもしれませんが。これは、雇い止めされてその取り消しを求める交渉（場合によっては裁判）の中で生きてくるものです。しかし、このような意思表示が多数行われれば、それ自体が大学に対して訴訟リスクを感じさせることとなり、方針転換への大きな力となります。実際、夏に皆さんから頂いた1000筆を超える署名は大学にとっては衝撃だったようです。

## ●情報を集めて共有しよう

同意書に留保書きのあるものを受け取ってもらった／もらえなかったとか、最初の契約の際に5年以上働けるようなことをほめかされたとか、さまざまな個別の事例の情報はとても大事です。場合によってはその方個人の身を守ることできるかもしれませんし、他の方の役に立つこともあります。ぜひ、ご自分やまわりの方の情報を共有しましょう。

組合ではそのための無期化問題メーリングリスト [mukika@tohokudai-kumiai.org](mailto:mukika@tohokudai-kumiai.org) を作りました。ご自分で登録ができます。

無期化問題メーリングリスト案内ページ  
<http://tohokudai-kumiai.org/mukika.html>



一方、匿名で情報を寄せたいという場合には、組合ウェブサイトには設置してある投稿フォームをお使ください。

## ●組合に加入して集団の力を使おう

組合は、いま制度を変えさせるための闘いをしています。一方で、労働組合の本来の役割は組合員を守ることです。組合に加入すると、あなた個人を守るための団体交渉が可能になります。ニュースで不当解雇を撤回させたとか未払い残業代を支払わせたなどと報道されているのがそれです。あなた自身を守るために組合に加入しましょう。

われわれ東北大学職員組合は、必ずしも個人の雇用を守る闘いに慣れているわけではありませんが、弁護士も付いていますし、県内に、全国に仲間がいて、協力し合って活動しています。

組合に入ると何やら難しいことをさせられそうな気がする心配な方もおいでかもしれません。もちろん、支部や本部の役員を引き受けていただければこんな嬉しいことはありませんが、それだけが組合活動ではありません。たとえば、このチラシをみなさんにお届けするためにも、文章を書いたり、レイアウトをしたり（下手なレイアウトですみません）、印刷して折って帯を巻いて宛名を貼って…、みんな（OBの方も含めた）組合員の協力の積み重ねです。次の機会には、あなたも手伝ってくれませんか？自分で出来ることをする。それがみんなを守るための力になる。それが団結の力ということです。



### 東北大学職員組合加入申込書

氏名			
所属部局			
雇用形態	<input type="checkbox"/> 准職員 <input type="checkbox"/> 時間雇用職員 <input type="checkbox"/> 正職員 <input type="checkbox"/> その他		
職種		電話	
メールアドレス	@		

記入してファックスでお申し込みできます。FAX: 022-227-0671 Tel. 022-227-8888

学内便 A32 東北大学職員組合 宛 mail: [info@tohokudai-kumiai.org](mailto:info@tohokudai-kumiai.org)